

建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領

令和3年9月22日 制定

令和5年5月8日 改定

1 趣旨

本要領は、広島県土木建築局が発注する工事及び業務において、受発注者の業務効率化を図る目的として行う遠隔臨場の試行に関し必要な事項を定める。

2 用語の定義

遠隔臨場とは、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」や「材料確認」、「立会」等を行うことをいう。

なお、上記以外（現場不一致や事故の報告等）でのモバイル端末等の活用を妨げるものではない。

3 対象工事及び業務

広島県土木建築局が発注する全ての工事及び業務を対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できることとするが、発注者においても受発注双方の業務効率化を図るため、積極的な活用を検討することとし、必要と認める場合は受発注者間で調整の上、遠隔臨場の実施を指示することができる。

4 遠隔臨場の適応性

遠隔臨場の実施により受発注者双方の効率化の効果が見込める工種等を「遠隔臨場の適応性一覧表（案）」に示す。ただし、「遠隔臨場の適応性一覧表（案）」については、現場条件により適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく参考として扱い、受発注者間で協議の上、適応性を判断すること。

5 実施方法

(1) 事前協議

受注者は、遠隔臨場を希望する場合は、打合せ簿により、遠隔臨場を希望する旨、遠隔臨場の適用項目（本要領を適用する「段階確認」や「材料確認」、「立会」等の項目）、使用する機器構成と仕様（現場にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督職員等へ配信するために使用する Web 会議システム等（アプリケーション又はサービス））について、監督職員又は調査職員（以下、「監督職員等」という。）と協議するものとする。

また、発注者が遠隔臨場の実施を指示する場合は、発注者は、打合せ簿により指示することとする。その後、受注者は、遠隔臨場の適用項目（本要領を適用する「段階確認」や「材料確認」、「立会」等の項目）、使用する機器構成と仕様（現場にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督職員等へ配信するために使用する Web 会議システム等（アプリケーション又はサービス））について、監督職員

等と協議するものとする。

(2) 施工計画書又は業務計画書への記載

受注者は、遠隔臨場の計画について、施工計画書又は業務計画書に記載し、提出する。

(3) 段階確認・材料確認・立会の実施

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。

なお、監督職員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による立会を実施する。

(4) 実施記録

受注者は、当面の間、実施したことが分かる状況の写真や通信中の監督職員等の映像を含む画面キャプチャ等を記録し、工事中情報共有システム等を使用し、監督職員等へ提出するものとする。

なお、段階確認の場合、段階確認書（立会の場合、確認・立会依頼書）に実施記録を添付して監督職員に提出するものとする。

6 機器等の準備・仕様

受注者は、遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器は受注者が準備、運用するものとする。

また、利用するアプリケーション又はサービス等の仕様については、発注者が保有する機器等で動作可能であり、かつ、発注者に新たな費用の負担が生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員等の了解を得るものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等がある場合にはこの限りではない。

7 費用

(1) 建設工事での取り扱い

遠隔臨場の実施にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上し、すべての間接費の対象外とする。

なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場の実施にかかる費用は、受発注者間の協議を踏まえ、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務での取り扱い

遠隔臨場実施にかかる費用については、一般管理費等を含む全ての諸経費の対象外とする。

(3) 共通の取り扱い

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

ア 費用のイメージ

- (ア) 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- (イ) 撮影機器の設置費（移設費）
- (ウ) 通信費
- (エ) その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

※耐用年数は、次の国税庁 HP を参照

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

例）カメラ、ネットワークホステリングシステム、アプリケーションソフト：5年（令和5年5月8日時点）

ハブ、ルーター、リピーター、LANポート：10年（令和5年5月8日時点）

イ 留意点

費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応することとし、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月22日から施行する。
- 2 令和5年5月8日改正については、令和5年5月8日から施行する。